

# 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

愛媛県立みなら特別支援学校（本校）

## 1 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、社会全体でいじめに対峙していくために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年）」が施行された。この法の下、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 29 年 8 月 10 日付けで告知されたことから、国や県の基本方針に基づき、家庭や地域、関連機関等との連携をさらに深め、いじめの予防、いじめの早期発見、いじめへの対処を実効性があるものとするために、次の観点から本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づき、教職員はいじめの問題を一人で抱え込まず、かつ、いじめの問題への対応が個々の教職員のよるものでなく、窓口を一本化して組織的に対応する。
- (2) いじめの発生時における学校の対応を明確化にすることで、児童生徒及びその保護者に対して、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ等の加害行為の抑止につなげる。
- (3) いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針で示すことにより、加害児童生徒への支援にもつなげる。

## 2 学校いじめ防止基本方針の理念

いじめは、いつでも、誰にでも、起こりうる問題である。児童生徒の個性を尊重し、かつ一人一人のニーズを踏まえた自己実現を目指し、特別支援教育に取り組んでいる本校にとって、児童生徒の生命及び人権を保障しなければならない。

また、社会において、児童生徒が自立し共生した生活を送るためには、しっかりとした個を確立する必要がある。そのため、学校生活の中で、いじめをしない人間力、いじめに屈しない力、いじめに対処する力をあらゆる教育活動で培うことで、自立の精神を育み、生きる力を育成していかなければならない。

## 3 本校の人権保障の基本方針

児童生徒は、基本的人権を享有しており、人として尊重されなければならない。

教職員は、温かさと思いやりを持った教育を行うことで、児童生徒の自己肯定感を育む。そして、いじめや虐待、体罰及び障がいをはじめとする様々な人権問題の解決を図り、生命と人権が尊重される安全で安心な学校づくりをしていかななければならない。

また、共生社会の実現に取り組み、児童生徒が自己実現するため、一人一人のニーズに応じた教育を行うことで、個性と多様性を尊重する社会の中で、生きる力を育成していかなければならない。

### (人権・同和教育の指導目標)

- (1) 児童生徒一人一人の特性を受け止め、自分がかげがえのない存在だと思える自己肯定感を育む。
- (2) 全ての児童生徒の人権の保障と人権意識の高揚を図り、豊かな人間関係を構築する。
- (3) 児童生徒の自己実現に向けて、自己決定権尊重の下、一人一人のニーズに応じた支援を行い、自分らしく生きる力を培う。
- (4) 共生社会へ向けて障がいに対する正しい理解と認識が深まるよう啓発する。

## 4 児童生徒の生命及び人権を保障する学校（4本の柱）

### (1) いじめのない学校

いじめの予防、いじめの早期発見、いじめの対処に組織的に取り組み、いじめの根絶を目指すとともに、いじめに関係した児童生徒に適切な支援を行い、安全で安心な学校生活を保障するとともに豊かな人間関係の構築を図る。

### (2) 差別のない学校

障がいをも理由とする差別をはじめとして、多くの人権問題が存在する。児童生徒が人権問題に関して被害者にも加害者にもならないような教育を推進するとともに、人権問題が発生した場合は迅速かつ適切な対応を行う。また、学校生活の中で、差別を見抜く力、差別に屈しない力、差別に立ち向かう力を育む。

#### 【障がいに基づく差別の定義】

障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

[障害者の権利に関する条約 国連：平成18年採択 日本：平成26年締結]

### (3) 体罰のない学校

教職員は、児童生徒に対する体罰を行わない。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

[学校教育法（改正） 平成23年法律第61号]

#### 【体罰の定義】

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

[問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知） 平成19年文部科学省]

### (4) 虐待のない学校

児童生徒が、学校及び家庭（寄宿舎及び施設を含む）において虐待されない生活環境をつくる。

#### 【障がい者虐待の定義】

養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者が、当該障がい者について行う次のいずれかに該当する行為

虐待の種類	内 容
ア 身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること
イ 性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること

ウ 心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
エ 放棄・放任	障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人によるア～ウまでに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること
オ 経済的虐待	養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分すること、又はその他当該がい害者から不当に財産上の利益を得ること

[障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 平成 23 年法律第 79 号]

**【通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点】**

学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

<「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点>

<「連携強化通知」の 1. (2)要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて>

**【児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点】**

要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。

<「連携強化通知」の 1. (4)定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について>

<「情報提供通知」の 7 緊急時の対応>

[児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 平成 31 年 2 月 8 日]

本校では、児童生徒の生命や学校生活での安全・安心を保障するために、防災・交通安全・食の安全・健康管理において徹底した対策を講じている。

## 5 「いじめの定義」及び「いじめの態様」

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

[いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号]

## (2) いじめの内容

- ア 冷やかしやからかい、悪口や嫌なこと、おどし文句を言われる。
- イ 友達や周りの人から仲間はずしにされたり、無視をされたりする。
- ウ わざと軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして軽く叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。
- カ お金や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。
- ク パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたりや嫌なことをされたりする。 等

## 6 いじめ対策のための体制・組織

### (1) 体制・組織の確立

いじめは児童生徒の生命をも脅かす重大な人権侵害であるため、教職員が一人で抱え込むことなく学校全体で組織として取り組むことを基本とする。いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対応を実効あるものとするために、いじめ問題に係る組織を学校の中に体制化する。 (別紙1、別紙2、別紙3参照)

### (2) いじめ対策に係る委員会

#### ア 人権・同和教育委員会

##### (ア) 目的

学校で設置している委員会で、いじめの問題について、中枢的な役割を担う。

この委員会では、いじめの問題に限らず、虐待や体罰及び障がいをはじめとする様々な人権問題に対して、児童生徒の生命及び人権が侵害されないよう、また、安全で安心な学校生活を保障するために、対策や立案を検討し、具体的に取り組む。

##### (イ) 構成委員

校長、教頭、人権・同和教育課長、人権・同和教育推進主任、生徒支援課長、支援推進課長、教務課長、情報課長、舎務課長、各部主事、養護教諭 他 関係教職員、外部関係機関有識者
---

##### (ウ) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめ問題を含めた人権問題について検討し、学校としての方針を決定する。
- ③ 校内生活アンケートに基づき、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の共有し、記録する。

#### イ いじめ問題対策委員会

##### (ア) 目的

いじめの問題が発生した時に臨時に委員会を開き、情報の共有を図る。関係する児童生徒への事実関係の聴取を組織的かつ実効的に行い、支援や指導の体制及び対応の方針を検討し、校長に報告する。

##### (イ) 構成委員

教頭、人権・同和教育課長、生徒支援課長、支援推進課長、該当各部主事、 関係教職員、外部関係機関有識者 ※校長が必要と認める場合は、構成委員以外の者も委員会に参加する。
---

## (ウ) 役割

### 〔未然防止〕

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む。

### 〔早期発見・事案対処〕

- ・いじめの早期発見のため、いじめの報告・連絡・相談を受ける。
- ・いじめの疑いのある児童生徒の行動について、聞き取り調査やアンケート等で情報を収集し、記録して、情報を共有する。
- ・いじめに関わる情報（いじめが疑われる行動や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったとき、臨時に委員会を開いて、関係生徒に対する聞き取り調査等により事実関係の把握し、いじめであるか否か判断し、校長に報告する。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援や加害児童生徒に対する指導について検討し、保護者への対応を含め、いじめの問題に組織的に取り組む。

### （いじめを認知する際の留意事項）

- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある状況の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・次のような場合も、法が定義するいじめに該当するため、いじめ問題対策委員会で情報共有し、積極的にいじめとして認知する。
  - インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、いじめの対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合。
  - 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合。
  - A君、B君、C君がプロレスごっこをやっている際、A君が2人にやられていると判断し、A君に確認したところ、「大丈夫です。」と答えたため、いじめと認知しなかった事例があったが、児童生徒が否定した場合でも、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合。

## 7 いじめの防止のための取組

児童生徒一人一人に自己肯定感を育み、学校に行くことが楽しいと思える環境づくりに取り組む。また、道徳教育や人権・同和教育をはじめとする教育活動の充実を図ることで、豊かな人間性を育み、自分自身を大切にするとともに他者の尊厳も大切にすることを児童生徒を育成する。

児童生徒が、いじめの問題について自主的に考え、議論することによって、いじめの防止に取り組むとともに、児童生徒の心が通じ合えるよう、コミュニケーション能力を育成する。そして、授業や行事に児童生徒が主体的な態度で参加し活躍できるような、授業づくりや集団づくりに取り組む。

### (1) 自己肯定感を育む

「あふれる挨拶 輝く愛顔」をスローガンに温かい環境づくりを行い、「自分は大切な存在だ」「かけがえのない存在だ」と思える自己肯定感を育む。

### (2) 道徳教育の充実

児童生徒が、生命を大切にするとともに他人を思いやる心を持ち、善悪の判断がきちんとできる道徳観や倫理観を身に付ける。

### (3) 人権・同和教育の充実

人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とし、自分と他者とのつながりについて考え、人権を守り育てるための実践力や行動力を育成する。

#### (4) 福祉教育の充実

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる。

#### (5) キャリア教育の充実

自分の将来を確かに見据えることができるキャリア教育を実践し、社会的・職業的に自立し、社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。

#### (6) 情報モラル教育の充実

他者への影響を考え、人権や知的財産権などの自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解する。

#### (7) 自立活動の充実

児童生徒が、社会的な自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善したり、克服するために必要な知識や技能を獲得したりすることで、社会生活する上の能力や態度を育み、心身の調和的発達を培う。

#### (8) 体験活動の充実

児童生徒の体験的な学習活動、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの充実に努め、豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育成する。

#### (9) 交流活動の充実

地域社会の中で積極的に活動し、その一員として生きていくために、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図る。また、地域の人々との触れ合いを通して、創造したり、工夫したり、困難を克服するといった経験を積み重ねることで、生きる力を育成する。

#### (10) 教育相談の充実

児童生徒が安心して相談できる人間関係を築く。

#### (11) いじめ問題に関する研修の充実

児童生徒に日頃から接する教職員や保護者のいじめ問題に対する意識の向上と学校いじめ防止基本方針の周知を図る。（本校ホームページに公開）

## 8 いじめの早期発見

児童生徒を日頃から温かく見守り支援することで、信頼関係を構築するとともに、児童生徒が示すわずかな変化や信号を見逃さないようにする。アンケートや教育相談、面談や日頃からの児童生徒の観察など様々な方法を用いて、いじめの早期発見に努める。

#### (1) 新任教職員に対する研修

障がいの特性等により児童生徒間で起きがちなトラブルの事例を示すことで、発見や対応時における心構えを研修する。

#### (2) 定期的な調査の実施

学校生活アンケートを1学期末と2学期末に実施するとともに、担任による日頃からの面談や観察等を通して、児童生徒のいじめ等の状況を把握する。

#### (3) 観察

教職員及び保護者は積極的に児童生徒に語り掛けを行い、また、日頃から温かく接し、注意深く観察することで、児童生徒の僅かな変化やサインをキャッチする。

（別紙4のいじめのサイン参照）

#### (4) 教育相談の充実

専門家であるコーディネーターによる教育相談や担任による面談等を行うことで、幅広く情報を収集し、信頼関係を構築する。

#### (5) 保護者との連携

毎日の連絡帳や学期末の懇談会、家庭訪問等を通して、保護者との連絡を密接にする。また、児童生徒を温かく見守り、支援することで、信頼関係を構築する。

#### (6) 地域及び関係機関との連携

学校外部からの情報が入手できるよう、関係機関との連携を密にする。

#### (7) 電話相談窓口等の周知

児童生徒のＳＯＳに対応してくれる外部機関を周知することで、児童生徒が、生命及び人権の侵害について相談できる窓口を数多く確保し、一人で悩みを抱え込むことがないようにする。  
(別紙２の「いじめの早期発見」体制・組織を参照)

#### (8) ネットパトロール

いじめのICT化に伴いネット上のいじめを監視したり、情報収集したりする。

## 9 いじめ事案への対処

教職員がいじめを発見したり、相談を受けた場合は、速やかに学校のいじめ問題対策委員会に報告し、いじめに関わる情報を共有し、組織的に対応する。

いじめを認知した場合、その内容が重大事態かどうかを、いじめ問題対策委員会は、迅速に判断し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の生命及び安全の保障を最優先とする。その上で、いじめられた児童生徒とその保護者への支援やいじめた児童生徒に対する指導とその保護者への助言、周りの児童生徒への指導と支援を適切に行い、安全で安心な学校生活を送れるように取り組む。

家庭への適切で丁寧な説明や教育委員会への報告、関係機関との連携が必要である。

#### (1) いじめを受けた児童生徒に対して

ア 生命及び安全・安心を確保する。

- ・身体に怪我を負っている場合は、病院へ搬送する。
- ・パニックになっている場合は、保健室等で様子を見る。

イ 心のケアに努める

- ・いじめを受けた痛みに共感し寄り添う。
- ・コーディネーターによる教育相談を継続的に実施する。
- ・精神性の疾患が著しいときは、医療機関と連携をする。
- ・複数の特定教職員で対応し、包み込むように見守る。

ウ 保護者への連絡及び連携

- ・誠意をもって丁寧に説明し、家庭の信頼を得る。
- ・不安や憤り等の思いを受け止める。
- ・学校のいじめの対応方針や指導経過を丁寧に説明する。
- ・学校と家庭が共通理解のもと、児童生徒の支援に取り組む。

#### (2) いじめた児童生徒に対して

ア いじめの認知及び理解

- ・いじめた事実を認知させ、問題点を正確に理解させる。
- ・いじめられた児童生徒の痛みを理解させ、指導する。

イ 指導、支援、懲戒等を行う。

- ・適切な指導や支援により、いじめの防止に取組、被害児童生徒と加害児童生徒の人間関係の改善を図る。
- ・教育上必要がある場合は、懲戒を行う。
- ・教育上必要がある場合は、家庭待機の指導を行う。
- ・犯罪行為の場合は、所轄警察署と連携する。
- ・加害児童生徒にも過度なストレスがあったり、被害者の側面があったりする場合があるので、児童生徒の人間関係を十分把握し、適切な指導と支援を行う。



#### ウ 保護者への連絡及び連携

- ・誠意をもって丁寧に説明し、正確な情報を共有する。
- ・ショックを受けて動揺したり、興奮したりしている場合は、適切な支援を行う。
- ・学校のいじめの対応方針や指導経過を丁寧に説明する。
- ・学校と家庭が共通理解のもと、児童生徒の指導や支援に取り組む。

### (3) 周りの児童生徒に対して

#### ア 傍観者

見て見ぬ振りをしたり、おもしろがって見ていたり、適切な行動が取れなかった児童生徒も、いじめの加害者であることを理解させ、指導する。

#### イ 間接的被害者

いじめの現場にいたことで精神的ショックを受けて不安定な児童生徒に対して、被害児童生徒と同様の心のケアを行う。

#### ウ 安心できる空間

周りの児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、被害児童生徒及び加害児童生徒を仲間として受け入れようとする思いが、被害児童生徒の心のケアになるとともに、いじめの該当者の人間関係の改善にも良い影響を与えることを理解させ、安全で安心な学校生活を送れるように指導する。

## 10 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

#### ア 児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### イ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（年間30日を目安、一定期間連続しているような場合などは迅速に調査に着手）

### (2) 重大事態の報告

#### ア 直ちに愛媛県教育委員会に報告しその指示を仰ぎ、愛媛県知事に報告する。

また、文部科学省に文書で報告する。

#### イ 教育委員会又は学校は、重大事態の事実関係や必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、誠意をもって丁寧に説明する。

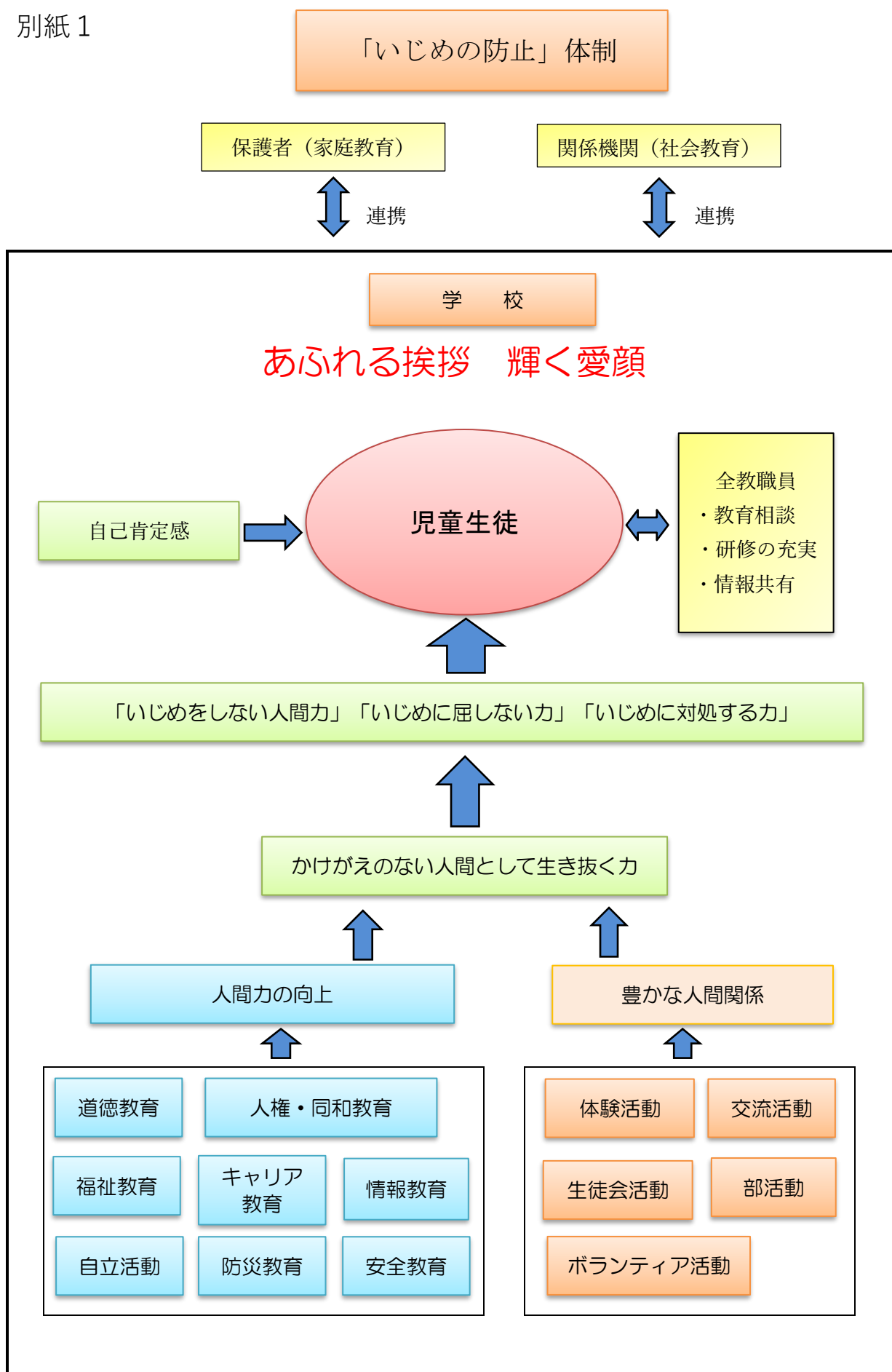
### (3) 重大事態の調査

#### ア 学校が主体となった場合

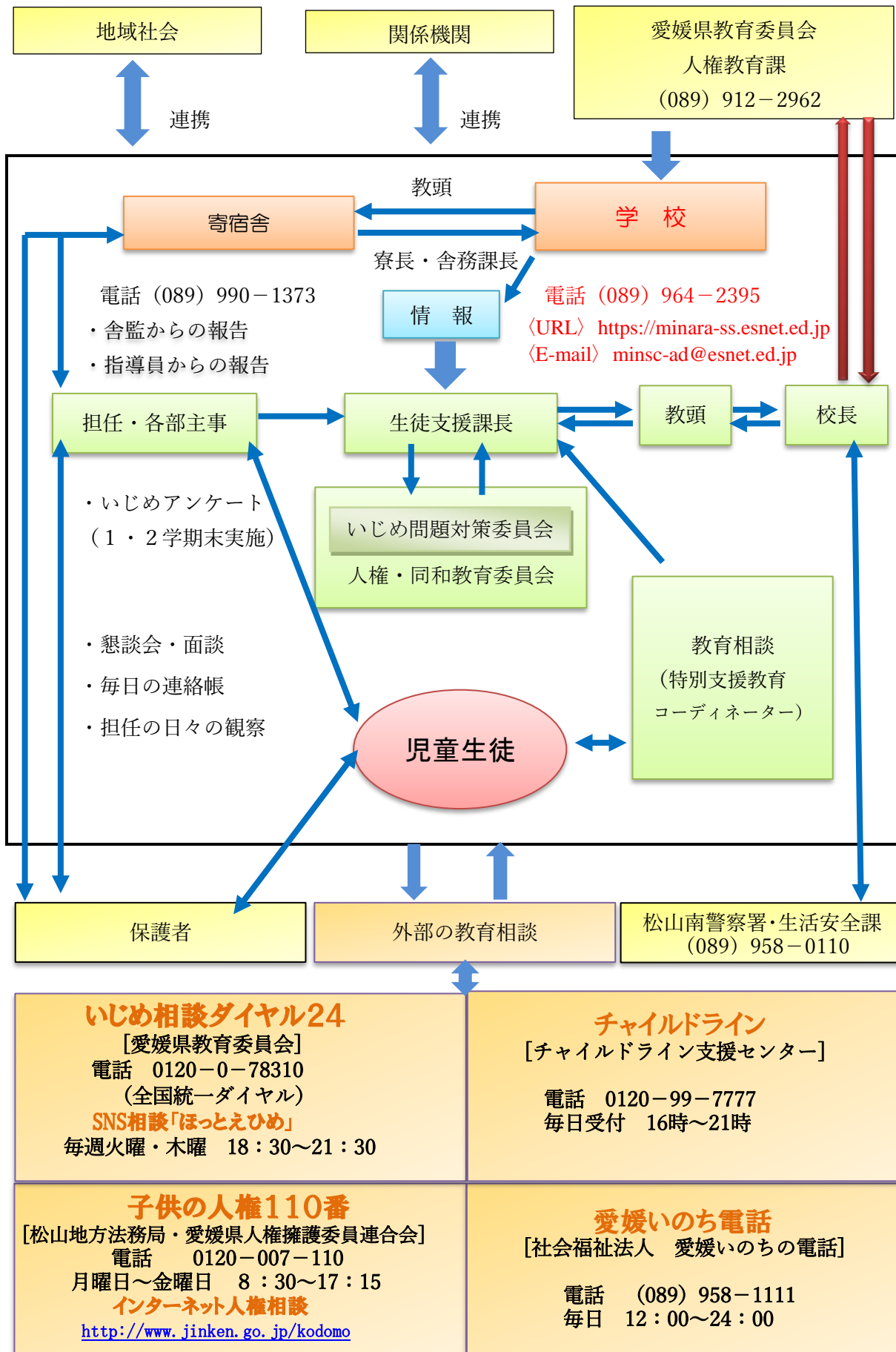
いじめ問題対策委員会が中枢的機能を担い、実効性のある対応をするため、専門性や見識を持った外部関係機関有識者を含めた組織で調査する。

#### イ 愛媛県教育委員会が主体となった場合

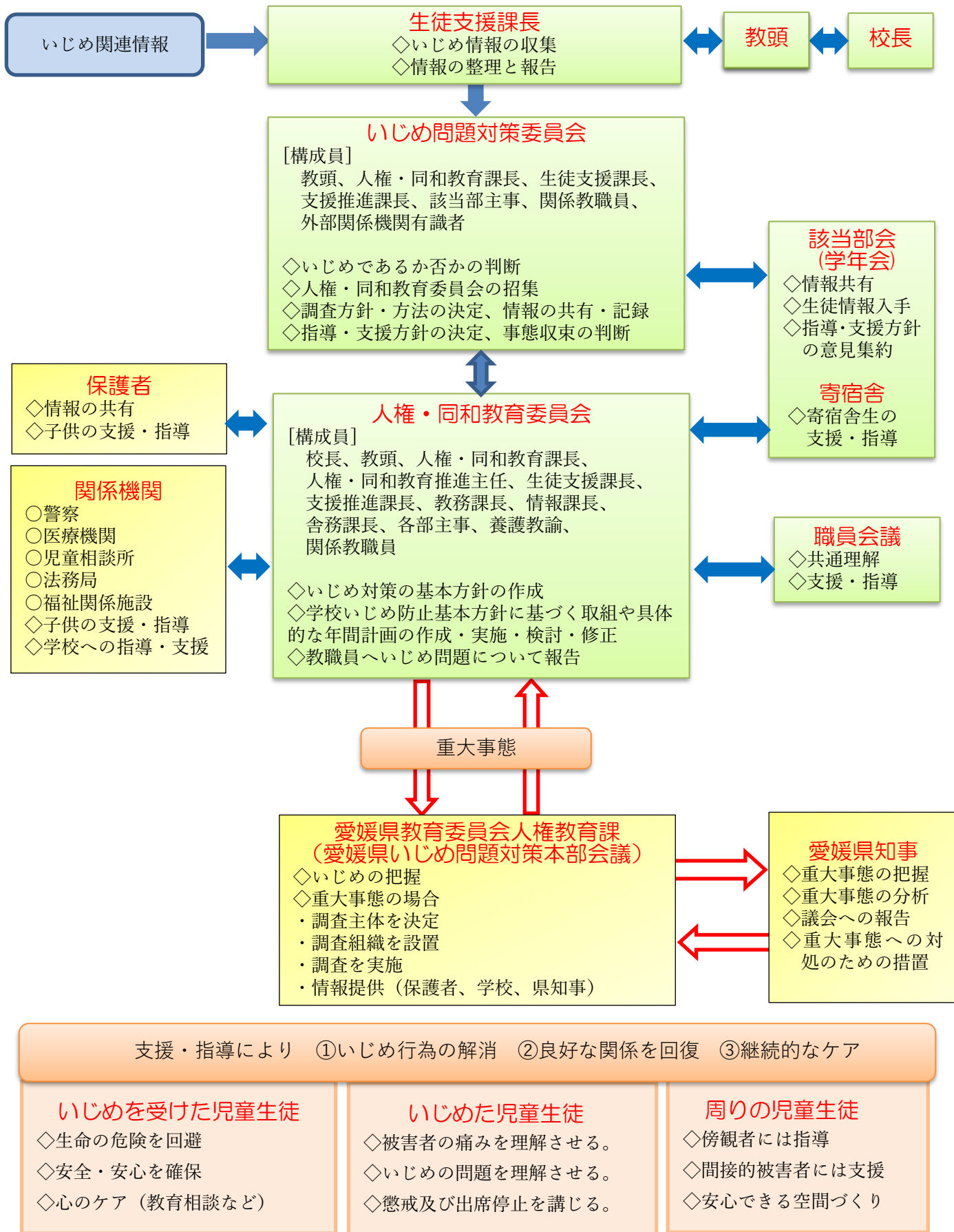
学校は教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。



「いじめの早期発見」体制・組織



「いじめに対する措置」の体制・組織



## いじめを受けている児童生徒のサイン

## [学校生活]

分類	サイン	チェック
表情や態度	○沈んだ表情で口をききたがらない。	
	○わざとはしゃぐ	
	○視線を合わせるのを嫌い、うつむいている。	
服装	○シャツやズボンが破れている。	
	○服に靴の跡がついている。	
身体	○顔や身体にあざができています。	
	○体調不良を訴える。	
	○顔がむくんでいたり、青白かったりする。	
	○自傷行為と思われる傷がある。	
行動	○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	○提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。	
	○教室への入室が遅れる。	
	○授業中に保健室・トイレに頻繁に行くようになる。	
	○教材などの忘れ物が目立つようになる。	
	○決められた座席と異なる席に着いている。	
	○プロレスの技をしかけられる。	
	○昼休みに一人でいることが多い。	
	○慌てて下校する。	
	○一人で準備や片づけをしている。	
持ち物	○机の周囲が散乱している。	
	○教科書・ノートに汚れがある。	
	○持ち物や机に落書きをされる。	
	○持ち物の紛失がよくある。	
	○必要以上のお金を持ってくる。	
周囲の様子	○人格を無視したあだ名で呼ばれる。	
	○発言に爆笑や嘲笑が起きる。	
	○よくからかわれたり、無視されたりする。	
	○よく命令される。	

いじめを受けている児童生徒のサイン  
[家庭生活]

分類	サイン	チェック
表情や態度	<input type="checkbox"/> 沈んだ表情で口をききたがらない。	
	<input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ	
	<input type="checkbox"/> 視線を合わせるのを嫌い、うつむいている。	
服装	<input type="checkbox"/> シャツやズボンが破れている。	
	<input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。	
	<input type="checkbox"/> 衣服の汚れがある。	
身体	<input type="checkbox"/> 顔や身体にあざや擦り傷ができています。	
	<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。	
	<input type="checkbox"/> 顔がむくんでいたり、青白かったりする。	
	<input type="checkbox"/> 自傷行為と思われる傷がある。	
行動	<input type="checkbox"/> 朝、自分で起きこず、学校に行きたくないと言う。	
	<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。	
	<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。	
	<input type="checkbox"/> 電話に出たがらない。	
	<input type="checkbox"/> 友人の誘いを断ることが多くなる。	
	<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。	
	<input type="checkbox"/> 部屋にとじこもったり、家から出なかったりする。	
	<input type="checkbox"/> 隠れて自分で洗濯する。	
持ち物	<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を要求する。	
	<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金品がなくなる。	
	<input type="checkbox"/> 持ち物が汚れていたり落書きがあつたりする。	
	<input type="checkbox"/> 持ち物の紛失がよくある。	
周囲の様子	<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。	
	<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。	
勉強	<input type="checkbox"/> 遊ぶ時間帯が夜遅くなる。	
	<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。	
	<input type="checkbox"/> 成績が下がる。	